

一般質問の方法

1. 一般質問の方式

「一問一答方式」と「一括質問一括答弁方式（3回まで）」の選択方式。

※議案質疑のみの場合は、従来通り「一括質問一括答弁方式（3回まで）」とする。

※一般質問で、「一問一答方式」を選択した場合において、議案に対する質疑も合わせて行う場合は、質疑についての回数に制限を設けない。

2. 運用上の確認事項

A 質問時間

- ・議員1人あたりの質問時間は質問のみ15分（答弁を除く）。
- ・質疑、質問、討論を行う議員が多数の場合は、答弁時間を除いた質問の時間を、2時間以内となるよう議長が議員間の調整をする。
〔 通告者が8人を超えた場合は、15分を調整（削減）する。
（8人×15分＝120分） 〕
- ・答弁は簡潔に行うよう理事者に求める。

B 発言通告書の取り扱い

- ① 発言通告書の提出が締め切られた後、速やかに全議員に電子メールにより参考送付を行う。
- ② 他議員との発言の重複により質問内容を変更する場合には、最初の質問項目の範囲内で訂正、追加等を行うこととする。

C 質問者用の演壇

- ・質問者演壇を設置。原則として質問は質問者演壇で行う。
ただし、質問の冒頭、及び、最終総括の際は正面演壇を使用できる。

D 答弁者の席

- ・理事者の答弁は自席（理事者席）において行うこととする。

E 答弁者（理事者）の指名順序

- ・1回の質問で複数の理事者が答弁する場合の議長の指名は、企業団の組織建制順に関わらず質問内容に応じて議長が指名する。

3. その他

議案に対する質疑においても原則として本確認事項を適用する。

質疑・質問における質問者席・答弁者席について

1. 課題

一般質問において、一問一答方式を採用したことから、議員や理事者の正面演壇への移動に時間を要し、活発な議論が中断し、円滑な議事の進行の阻害要因となっている。

11月定例会の2名の議員の質問においても議員の質問時間に比較し、移動時間を含む理事者答弁が2倍程度を要している。

2. 対応

このため、議員の質問は原則として「質問者演壇」において行うこととし、理事者の答弁は自席(理事者席)において行うこととする。

(ただし、議員の質問冒頭、及び、最終総括の際は「正面演壇」を使用することは妨げない。)

3. その他

なお、正副議長就任あいさつ、討論、企業団運営方針説明、議案説明、各種あいさつ等については、これまでどおり「正面演壇」において行うものとする。

